

認可外の居宅訪問型保育 (いわゆるベビーシッター) に関するガイドライン

令和8年3月現在

こどもまんなか
こども家庭庁

目次

1. ガイドラインの趣旨	P2
2. ベビーシッターとは	P2
3. 届出義務	P3
4. 認可外保育施設に対する指導監督の実施について	P4
5. 利用者の安全安心なベビーシッター利用のために	P8
6. 自治体との連携・指導監督への対応	P8
7. さらなる質の向上のために	P9

1 ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、ベビーシッターの方々に向けて、ベビーシッターに関する制度などについて分かりやすく示し、理解を深めていただくことを目的としています。これにより、安全の確保や保育の質の向上を図り、利用者が安心して利用できる環境づくりと、ベビーシッターがより安全で質の高い保育を提供できるようにするものです。

2 ベビーシッターとは

一般的に「ベビーシッター」とは、こどもの居宅に訪問して保育を行う人を指しますが、法令上における、「ベビーシッター」とは、「認可外の居宅訪問型保育事業」を指します。こどもの居宅に訪問して保育を実施する事業のうち、認可を受けていないものとして、認可外保育施設の一種として位置づけられています。

実施の形態については、

- ① 複数のベビーシッターを雇用等しておこなう事業者（ベビーシッターの会社など）と、
- ② 個人でおこなうベビーシッター（個人事業主など）があります。

個人でおこなうベビーシッターは、利用者とベビーシッターをサイト上で仲介するマッチングサイト(※)を活用していることがあります。

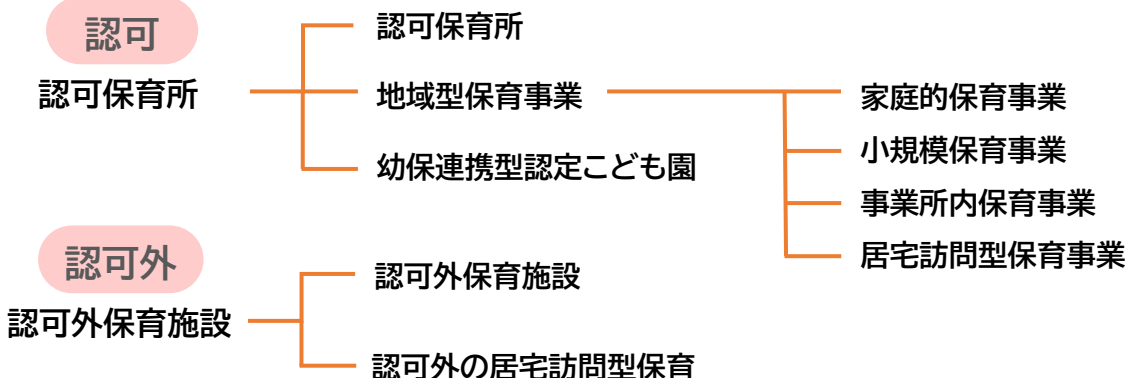
(※)マッチングサイトの運営者は、こどもの預かりサービスについて、インターネットを通じて利用者とベビーシッターの仲介をするサービスを提供している事業者のことをいいます。こどもの預かりサービスのマッチングサイトの運営者は以下のガイドラインをご参照ください。

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」

平成27年6月(令和3年3月改訂版)厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/matching_site

参 考



3

届出義務

ベビーシッターは、事業開始から1カ月以内に都道府県知事等への届出が義務づけられています。届出に必要な書類等について都道府県等の届出窓口に提出しましょう。事業者としておこなう場合も個人でおこなう場合もいずれの場合も届出が必要です。

また、事業について、毎年の運営状況を都道府県知事に報告することとなっています。届出事項に変更が生じた際やベビーシッター事業の休止、廃止に関しても同様に1ヶ月以内に都道府県に届出が必要となります。忘れず行いましょう。

注)届出しない、虚偽の届出は過料の対象となります。

児童福祉法

第62条の5 第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

【こども性暴力防止法について】

こども性暴力防止法において、認可外保育施設は、民間教育保育等事業者として、教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めることや児童対象性暴力等の被害にあった児童等を適切に保護することがその責務とされています。また、認可外保育施設は、児童対象性暴力等の防止等のための措置として学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定を受けることにより、同法に基づく措置を講じることが義務付けられます。

一方で、ベビーシッターについては、個人(一人)で事業を行うものである場合、同法の対象事業者には該当しませんが、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」(令和8年1月9日付けこども家庭庁支援局長通知)により、「ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を締結し、自らが保育の提供事業者となる場合には、当該運営者が児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象となる旨の関連指針の改正を行う。」こととされました。

このことを踏まえ、令和8年4月1日にこどもの安全確保を一層図る観点から、認可外保育施設としての届出の対象について、設置者が保育従事者を雇用する場合に加え、委託契約を締結して保育を提供させる場合であっても、当該設置者を届出対象とする指導監督基準の改正を行っています。

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」

令和8年1月 こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline>

4

認可外保育施設に対する 指導監督の実施について

ベビーシッターは、国が定める認可外保育施設指導監督の指針及び基準に基づいて、都道府県等による指導監督が行われます。

4-1 認可外保育施設指導監督の指針及び基準の目的

認可外保育施設指導監督の指針及び基準は、都道府県等が立入調査等により、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものです。

認可外保育施設に対し、都道府県等による立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令等の措置が講じられます。

こどもの安全確保のため、指導監督基準を順守し、安全で質の高い保育を目指しましょう。

幼児教育・保育の無償化について

都道府県等に届出を行い、指導監督基準に適合する認可外保育施設(ベビーシッターを含む)は、月額上限額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象になります。

幼児教育・保育の無償化概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/gaiyou#nintei>

4-2 認可外保育施設指導監督基準の内容

指導監督基準の主な内容を紹介します。

内容の詳細は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」全文をご参照いただくとともに、届出をおこなう都道府県等にご確認ください。

参 考

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi#1>

① 保育に従事する者の資格

居宅訪問型保育事業を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることが求められます。

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修とは、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修(地域保育コース)、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修」に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことを指します。

② 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこととしています。

③ 保育室等の構造、設備及び面積について

保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであり、広さ等の要件を求めるものではありませんが、保育を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めることとしています。

④ 非常災害に対する措置

火災や地震などの災害発生時における対処方法等(避難場所や避難経路、消火用具等の場所の確認等を含む。)をあらかじめ保護者に確認し、実施することを求めています。

⑤ 保育内容

こども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫することが必要であり、こどもの心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、こどもの健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することを求めています。こどもへの適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針を理解することが必要です。

参 考

保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku#nursery>

保育指針解説(分割版)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shishin-h30-bunkatsu/>

⑥ ベビーシッターの保育姿勢等について

こどもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であることを求めています。

例えば、

- 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への定期的な参加が望ましいこと。
- こどもに身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、こどもの人権に十分配慮すること。
- こどもの身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること

等が挙げられます。

⑦ 保護者との連絡等について

保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うことが求められています。保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることがこどもの適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳の活用や保護者からこどもの様子について確実に口頭で聴き取る等、保護者からは家庭でのこどもの様子を、ベビーシッターからは保育中のこどもの様子を、連絡し合うこと、保護者との緊急時の連絡体制をとることが重要です。

⑧ 健康管理

保育開始時には、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等について、健康状態の観察を行うとともに、保護者からこどもの状態をよく聞き取ること（連絡帳や連絡アプリを活用して報告してもらうことも考えられる。）が必要です。

⑨ 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ① 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ② 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

⑩ 安全確保

こどもの安全確保のため、安全計画を策定・実施し、ベビーシッター・保護者へ周知するとともに、研修や訓練を定期的に行うことを求めています。屋内外の活動における危険防止、不審者対策、感染予防、送迎時や移動時のこどもの所在確認、救命対応訓練、保険加入など、事故防止と緊急時対応体制を整備することが求められます。

事故が発生した場合は、記録・速やかな報告を行い、重大事故については再発防止策を講じるとともに安全計画は定期的に見直し、必要に応じて改善しましょう。

事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」を参照してください。

参 考

教育・保育施設等における事故の報告等について

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/tsuchi>

⑪ 利用者への情報提供

○提供するサービス内容を書面等による掲示等により、利用者の見やすいところに掲示するとともに、ここdeサーチの活用等により、利用者へわかりやすく情報提供を行う必要があります。

○利用者への説明

利用予定者から申込みがあった場合には、提供するサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うことが求められます。

○利用者への書面等の交付

利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等の交付が求められます。

5

利用者の安全安心な ベビーシッター利用のために

5-1 事前に面接をおこないましょう

利用者から保育の依頼を受けたら、事前に利用者と面接を行いましょう。実際にこどもを預かる前に必ず利用者と面会し、こどもを預かる方針や心構えなどについて共有しましょう。

5-2 身分証等の掲示

こどもを預かる際には、本人証明となる身分証(事業者が発行する事業者名、ベビーシッターの氏名、連絡先等を明記した証明証等)を提示するようにしましょう。

5-3 資格や研修受講状況

保育士・看護師や認定ベビーシッター(※)の資格を持っている場合は、その資格登録証を提示するようにしましょう。

(※)「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

5-4 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保育中の事故等に関する保険へ加入し、備えましょう。

6

自治体との連携・指導監督への対応

保育の安全性及び質の確保のため、指導監督権限を持つ都道府県等だけでなく、市町村及び関係機関と連携し、指導監督や助言に適切に対応するとともに、必要な情報共有や協力を行うことが重要です。あわせて、関係機関が実施する研修等に参加し、継続的な質の向上に努めましょう。

7

さらなる質の向上のために

全てのこどもの健やかな育ちの実現のためには、こどもの健康や安全の確保、発達の保障など、保育の内容の充実や職員の資質・専門性の向上を図ることが求められます。

上記の内容に限らず、日々の保育や研修の受講により、安全確保と保育の質の向上に努めましょう。

事業者においては、雇用等をするベビーシッターに対して、居宅訪問型保育事業に係る研修の受講を求めるとともに、日々の保育を振り返る機会を設け、必要な助言を行うなど、継続的な保育の質の向上に努めることが重要です。ベビーシッターが安心して働き、学び続けられる環境整備を行うことが求められます。

個人でおこなうベビーシッターについても、自治体や民間事業者が行う研修等に積極的に参加するとともに、日々の保育を振り返り、課題や改善点を見出す姿勢を持つことが大切です。保護者との十分なコミュニケーションを通じて、こどもの特性・状態等を丁寧に把握し、信頼関係を築きながら、一人ひとりのこどもに寄り添った保育の実践に努めましょう。

参 考

○認可外保育施設関係

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/>

○認可外保育施設に対する指導監督の実施について

○認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi#1>

○ベビーシッターなどを利用するときの留意点

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/babysitter/>

○こどもの預かりサービスのマッチングサイト関連

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/matching_site

○こどもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況サイト

<https://matching-site-guideline.jp/>

○こどもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/kaigi>

○保育所保育指針

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku#nursery>

○保育指針解説(分割版)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shishin-h30-bunkatsu/>

(その他保育に関するページ)

保育 | こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku>